

秦野市立図書館電子図書館システム導入業務に係る
プロポーザル評価基準書

1 目的

本基準書は、秦野市立図書館電子図書館システム導入業務に係るプロポーザルにおける企画提案の評価に当たり、本市に最も適した提案を行った事業者を優先交渉権者として選定するため、必要な事項を定める。

2 審査対象者

秦野市立図書館電子図書館システム導入業務に係るプロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）第9項「企画提案参加者の資格要件」を全て満たす者、かつ同実施要領第21項「企画提案参加資格の取消し」の全ての項目に該当しない者とする。

3 審査会の設置

本プロポーザルに係る審査会を設置し、選定を行う。

4 1次審査

(1) 採点方法

実施要領第12項「参加申出書等の提出」で提出を求めている、会社概要調書（様式第2号）、業務実績調書（様式第3号）、機能要件一覧（様式第4号）を基に行う。

(2) 審査項目及び配点

ア 業務実績調書の審査及び評価（評価点 50点）

イ 機能要件一覧の審査及び評価（評価点 200点）

(3) 業務実績調書の審査及び評価

提案するパッケージシステムの導入実績についての配点とする。

(4) 機能要件一覧の審査及び評価

機能要件一覧の各機能の実現方法の種別に応じて評価する。

5 2次審査

(1) 審査項目及び配点

企画提案書及びプレゼンテーションの審査及び評価（評価点 800点）

(2) 企画提案書及びプレゼンテーションの審査及び評価

ア 企画提案書の書類審査及び評価

別表「企画提案依頼事項」に求める記載内容に基づき次のとおり評価する。

評価	説明
A	非常に優れている。
B	要求を満たしている。
C	要求を満たしていない部分がある。
D	全く要求を満たしていない、若しくは提案がなされていない。

イ プレゼンテーションの審査及び評価

プレゼンテーションに対する審査、評価項目はおおむね次のとおり。

- (ア) 事業者の提案力、プロジェクト関係者のコミュニケーション力を十分に有しているか。
- (イ) 本案件に関する技術力を十分に有しているか。
- (ウ) 本業務の目的を的確に把握した提案となっているか。
- (エ) 本業務全般を通じて、十分なバックアップ体制を整えているか。
- (オ) 利用者や職員等の運用のしやすさに配慮し、また、安全・安心な運用が可能なシステムとなっているか。

評価	説明
A	十分である。
B	妥当である。
C	一部、不十分である。
D	十分ではない。不十分である。

6 提案見積書

(1) 審査及び配点

提案見積書の審査及び評価（評価点 200点）

(2) 評価

提案見積書は、次の算定式により評価する。

価格評価点 = 200点 × (1 - (見積額 / 上限額)^{1.0})

7 優先交渉権者の選定方法

優先交渉権者の選定に係る審査会を開催し、1次審査及び2次審査の評価点に価格評価点を加え、合計点が最も高い事業者を優先交渉権者として選定する。

評価点が同点だった場合は、第5項第1号の2次審査の審査項目を上から順に比較して、上位の審査項目がより高い点を取得したものを選定する。

なお、参加申出を行った事業者が1者であっても各審査を実施する。